

危 険物施設の風水害対策



近年、台風や大雨等の激甚化により、危険物施設に被害が発生しています。災害に備えた、風水害対策実施計画を作成しましょう。

実施計画作成 **4つのステップ**

1
リスクの確認

⇒ハザードマップにより
災害リスクを確認



四日市市



朝日町



川越町

2
対策の検討

⇒消防庁公表の風水害対策ガイドラインを
参考に応急対策等を検討

対策の柱

- 平時からの事前の備え
- 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策
- 天候回復後の点検・復旧



風水害対策ガイドライン

3
計画の作成

⇒風水害対策の実実施計画として定め
予防規程や社内規定等に追加



風水害対策の実実施計画(例)

4
訓練の実施

⇒風水害を想定した教育訓練を実施し
実態に即した計画となるよう随時見直し



実施計画作成後の **手続き**

令和6年3月31日までに手続きをお願いします。



法令により予防規程の作成義務の対象施設が指定されています。



風水害対策実施計画は、予防規程に定めることとされている「災害その他の非常の場合に取るべき措置」等に該当するため、予防規程の関連文書とする必要があります。